

学習資料（2021 年度 改定版）

「合同のとらえなおし」と「日本基督教団」及び九州教区の取り組み

PDF 参考資料編

2022 年 5 月 4 日

九州教区 沖縄教区との対話小委員会

資料 1 議案「沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更を支持する件」

（1998. 5. 5-6 第 48 回九州教区総会）

議案Ⅷ、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件（執行順序 23）

提案者 常置委員会

1. 九州教区は、1941年の日本基督教団成立によって日本基督教団九州教区沖縄支教区に属することとなった沖縄の諸教会を、敗戦後、何の痛みも感ずることないまま抹消した歴史的事実を思い起し、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対し、心からの謝罪を表明する。
2. 九州教区は、第30回教団総会に沖縄教区が提案した議案『日本基督教団』名称変更に関する件」を支持する。

【提案理由】

私たち九州教区は、昨年の第47回教区総会で「宣教基本方針並びに宣教基本方策」を可決いたしました。宣教基本方針には、『戦責告白』の意味を受けとめて…日本基督教団の教会として歩む」ことを表明し、宣教基本方策には、この2年間のとりくみとして、『合同のとらえなおし』の実質化にとりくむことを挙げ、その具体化として「沖縄の歴史と現実」に学び、沖縄教区提案の名称変更議案に応答するための」施策と、「琉球孤の問題として奄美地区の歴史と現実をおぼえ、「象のオリ」問題へのとりくみを支援する」ことを明記しました。

1967年、「戦責告白」が鈴木正人教団議長名で出されてから、教団は戦争責任を内外に訴えてまいりました。私たちは、その流れの中で、1967年の「韓国3教会と教団との協約」、1969年2月25日の「沖縄キリスト教団」と「日本基督教団」との合同、1984年2月8日の在日大韓基督教会総会と日本基督教団との協約、1986年の第24回教団総会会期中の「旧6部・9部教師および家族、教会に謝罪し、悔改めを表明する集会」がなされてきたと考えます。

一方、1984年の第23回教団総会に「日本基督教団と沖縄キリスト教団との合同のとらえなおしと実質化の推進に関する件」が議案として出され、「合同に際して、そこに含まれている諸問題を十分に把握できなかったことを反省し、合同教会としての内実を深め、宣教を今日の問題とのより深い関わりにおいて進めていくため」の提案が以下のように修正可決されました。

1. 「合同」にかかわる諸問題の検討、資料の提供等の諸問題を推進し、常議員会および全教会が討議を深めていくために特設委員会を設置する。
2. 合同の実質化を教会制度に反映させるために、「教憲」、「教団成立の沿革」、「信仰告白」および「教団創立記念日」、名称等とのかかわりを検討する。
3. 沖縄に集約されている諸問題を担いながら、その根元にある国家と教会のかかわりを宣教の課題の中で明確にする。

「合同のとらえなおし」をめぐる、ここ数年の九州教区の歩みの中で特に意識されてきたことは、日本基督教団成立当時、沖縄の諸教会が九州教区沖縄支教区に属していたということと、奄美の視点から「とらえなおし」を考えるということでした。

1941年6月24日、宗教団体法の下で統合された日本基督教団は、沖縄の福音主義教会（5教派）を日本基督教団九州教区沖縄支教区として組み入れました。しかし、1945年に沖縄がアメリカ軍政府の施政権下に置かれたことに伴い、日本基督教団は沖縄支教区を教団の教会から抹消いたしました。当該教区である九州教区も（当時、北九州教区と南九州教区に分かれていたとしても）、当然のこのようにその事実を容認したのです。沖縄支教区抹消に関わる記載が、教団の記録にも教区の記録にも皆無であることを考えるとき、九州教区をはじめ日本基督教団の教会が、沖縄の教会が負わされた痛みに対し、あまりにも無感覚であったことを認めざるを得ません。このことは同時に、九州教区も問題をかかえて成立した日本基督教団の体質そのままに、国情の変化に追隨して教会的判断を誤った証左でもあります。

また、九州教区は「合同のとらえなおし」ととりくむ中で、奄美からの問いかけを受けることとなりました。それは、同じ教区に連なる奄美の問題に目を向けることなく、沖縄との「合同のとらえなおし」ができるのかという問いでした。奄美には、1941年の教団成立当時、教団に組み入れられた教会はなく、沖縄の場合と事情は異なります。しかし、沖縄同様、敗戦後、アメリカ軍政府の施政権下に置かれ、1953年に「復帰」が果たされるや教団の奄美伝道が開始された歴史に学ぶとき、そのことに注がれた多大な労苦を十分認めつつも、やはり国情の変化に追隨する教団の体質の存在に気づかされました。また、「自給」困難な状況にあった奄美の諸教会に対し、教団は直接関わることから次第に遠ざかり、教区もまた奄美の課題を十分共有できないまま歩んできたことを痛感させられました。さらに喜界島における「象のオリ」建設計画に見られるような基地化、開発など、沖縄と共通の課題の存在を「琉球孤」という視点から今日示されています。九州教区は奄美地区の存在を通して、「合同のとらえなおし」を足下の問題としてとらえることとなったのです。

以上のような歴史的経過をふまえ、九州教区が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対し謝罪を表明し、沖縄教区がその存在をかけて第30回教団総会に提案した『日本基督教団』名称変更に関する件」を支持することを第48回教区総会に提案いたします。名称変更だけが先走りしているとの意見もありますが、九州教区がこの決断をなすことが、明日の教団の和解への一歩となることを確信するものです。

第49回九州教区総会

議 長 報 告

九州教区総会議長 東島勇気

主にある九州教区の総会議員の皆様、その背景にある諸教会・伝道所の皆様、関係学校、諸施設の皆様、教区所属の宣教師の皆様、第49回九州教区総会を迎えるにあたり、主にあって心からのご挨拶を申し上げます。

第47回九州教区総会にて宣教基本方針(1997年度～2006年度)、宣教基本方針(1997年度～1998年度)が採択され、特にこの2年間は①「教会互助制度」の確立をめざす。②「合同のとらえなおし」の実質化にとりくむ。③在日大韓基督教会西南地方会との宣教協力を推進する。ことを教区全体で取り組んでまいりました。又、その他の方策として「教区の働きを推進するために機構を改正する」ことも決議として含まれていましたので、第48回九州教区総会で「九州教区機構改正に関する件」が常置委員会提案議案として上程されました。一年間の検討期間を経て、この機構改正案を更に整備して今総会で決議するために継続審議となっています。総会や各地区での論議を踏まえ、議案を整備し「九州教区機構改正並びに教区規則改正に関する件」と議案名称を変更して今総会で審議して頂きます。新機構による九州教区の新しい出発を心から願っています。

上記の方策を中心に教区三役が関わった活動に的を絞って一年間の報告を致します。

1. 三つの重点基本方針に対する対応

①「教会互助制度」の確立をめざす

今年度は常置委員会で設置された「教会互助制度検討小委員会」を中心に互助制度の抜本的改正を心掛けてきました。現行の「教会互助規則」「同施行細則」はいずれも1970年代に定められたものであり、現状に即さない面が多くあります。例えば受援教会の教師は勤続年数にかかわらず、「教区謝儀基準1号俸」の保障であるため在職中、退職後の不利益を被ることになっています。又、受援教会には保障基準額の半額を用意することが求められていますので、財政的負担の比重がますます大きくなるという矛盾が起こってまいります。従って、常置委員会では「教会互助制度検討小委員会」の答申を受け、今総会に互助制度を抜本的に改正した「九州教区教会互助規則改正に関する件」を議案として提案することに致しました。骨格の中心は保障額を17号俸までにする。受援教会の保障基準額の半額用意撤廃。執行計画に不足額が生じたときには、繰越金を充当出来る。等です。資金造成の問題は互助献金の中に教師教会互助献金(謝儀の1パーセント以上をめやすとした自由献金)の導入、教団の教区活動連帯配分金の運用などを考えています。又、申請については地区推薦、担当委員会(改正後は教会協力委員会)の審査を厳密にする事によって、互助申請しない教会とのバランスを考えていきたいと思っています。

この制度確立のためには九州教区の諸教会・伝道所の教職、信徒が一緒に九州教区全体の宣教を担うという宣教理解がなければなりません。そういった意味では1998年度教会互助献金が1997度に引き続き、目標額760万円を突破して8,025,509円(3月末)捧げられました事は諸教会・伝道所の皆様の宣教の共有を目指す祈りの果実として心より感謝いたします。

②「合同のとらえなおし」の実質化にとりくむ

第48回九州教区総会において「沖縄教区(沖縄キリスト教団)に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件」が時間をかけた論議を経て、決議されました。この決議にもとづき、第46回沖縄教区総会(1998年5月24日～25日)に議長が出席し、公式に九州教区の決議議案を朗読して謝罪と名称変更議案支持を表明いたしました。沖縄教区もこころよく謝罪を受け入れて下さり、議場で名嘉隆一沖縄教区総会議長と九州教区議長が握手をして和解の第一歩を踏み出せた事は大きな喜びでした。この事は教団諸教会にも大きな波紋を投げかけ、第31回日本基督教団総会において議員有志により議案第53号「『日本基督教団』が沖縄教区(沖縄キリスト教団)に謝罪する件」が提案者を東島勇気として提案されました。結果は沖縄教区提案の名称変更議案と共に継続審議

となりましたが、九州教区の姿勢が教団レベルの問題として論議されることは遅機とはいえ大変意味のあることと思います。

しかし、沖縄の現実はいま新ガイドラインに見られるように、ますます基地化が進んでいます。私達は沖縄がいつも本土側に犠牲を強いられた歴史を持っている事を忘れてならないと思います。又、対等の合同を意味する沖縄の名称変更議案の取り扱いについても良き方向が教団の中で見いだせたわけではありません。教団の中にはそれだけ沖縄についての歴史認識の違い、現実認識の違いがあると言わざるをえません。九州教区の中にも認識の違いがある事を諸集会に出席して感じます。沖縄の諸問題を更に深化させるための教区、地区での関連集会の企画や沖縄教区との交流が活発に行われることを願っています。

尚、第29回教団総会で建議として出された「合同のとらえなおし問題に奄美の視点を加えることに関する件」を常置委員会として新たに展開することを模索しています。

③在日大韓基督教会西南地方会との宣教協力を推進する

「宣教協力」推進委員会の「『宣教協力』の具体化のための提案」が1996年3月の常置委員会に提案されて、今年度に至るまで論議らしい論議がなされなかったことを推進委員会に対して深くお詫びしなければなりません。その理由はこの提案に対する常置委員会総括文（別刷）にも記されているように、(1)全体的に事柄の把握のための勉強不足のため実質審議に移ることができず、継続審議となる場合が多かった。(2)西日本新生館、西日本農村教化研究所、聖星館の働きについて客観的事実に基づく判断と心情的な評価に基づく判断とが混同され、論議が拡散し共通理解を得るのが困難であった。ためと考えます。

教区機構改正に伴い、「提案」も実質的意味を持たなくなるため、「提案」の取り扱い及び「提案」が示したことへの常置委員会の見解を総括としてまとめること、又九州キリスト教センターも「センター」としての総括文を出すことを要請することが常置委員会で決議されました。常置委員会総括（配付）は第6回常置委員会（1999年3月16日）で承認され、「提案」の趣旨が新しい教区機構の中で生かされることが期待されています。機構改正に伴い、九州教区キリスト教会館は真の意味で名実共に九州教区の運営管理となります。会館が在日大韓基督教会西南地方会との宣教協力、女性・青少年・こどものためのプログラムをはじめとする九州教区の宣教の拠点となることを心より願っています。

在日大韓基督教会西南地方会との交流は1997年度に引き続き活発に行って来ました。西南地方会と九州教区協議会を3回、西南地方会と九州教区三役会を3ヶ月ごとに開催、西南地方会総会に三役出席、折尾教会就任式・按手式出席、下関教会創立70周年記念礼拝出席、在日大韓基督教会創立90周年の歴史の研鑽などを行って来ました。今後在日大韓基督教会西南地方会との交流を九州教区の諸教会・伝道所が深めて頂きたいと願います。

2. 九州教区機構改正について

①1968年の教団機構改正に伴い、九州教区も機構改正を行った。その後今日まで部分的改正はあったが、抜本的改正は教区全般に及ぶことだけに今日まで見送られてきました。しかし、現実的必要性から各特設委員会が増設され、また、女性や信徒の教区活動への参与の声も高まり、実情に見合った新しい教区機構を確立することが必要になりました。

②又、九州キリスト教会館が1991年に宗教法人「西日本新生館」から、宗教法人「日本基督教団」に所有権移転登記に伴い、会館は九州教区が運営・管理の主体となることになりました。しかし、現実には「九州キリスト教センター規則（運営規則）」によって九州キリスト教会館は運営・管理されており、特にこの規則第3条①に「このセンターは、宗教法人西日本新生館、聖星館、および西日本農村教化研究所の働きを継承し、」と記載されています。この事が、教区の在日大韓基督教会との「宣教協力」の内実化を阻んでおり、「センター」の活動は西南KCCとのジョイントプログラムと女性、青年にむけた活動が本来的に展開されるべきである。そのためにも第3条を整備すべきである。又、西日本都市農村宣教研究所の教区内の位置づけを明確にすべきである。との提案が「宣教協力」推進委員会よりありました。教区はこれらの問題を整備するためにも機構改正が必要になっています。改正案では九州キリスト教会館運営規則により財産譲渡の経緯、会館の位置づけを明確にしています。西日本都市農村宣教研究所の働きは九州教区宣教研究所が継承することになっています。書き足りない事は総会の議事の中で報告したいと思います。

議案Ⅱ. 第33回日本基督教団総会において、日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪することを求める件（執行順序17）

提案者 常置委員会

提 案

第52回九州教区総会は、第33回日本基督教団総会に於いて、沖縄キリスト教団と日本基督教団との「合同のとらえなおしと実質化」の一環として、日本基督教団が1946年第4回総会において九州教区沖縄支教区を抹消し、沖縄の諸教会との教會的交わりを切り捨てたことについて謝罪を表明するよう、要望する。

提案理由

九州教区は、既に1998年5月5日～6日開催の第48回九州教区定期総会において「沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件」を決議いたしました。これは、1941年の日本基督教団成立によって日本基督教団九州教区沖縄支教区に属することになった沖縄の諸教会を、敗戦後、なんの痛みを感じることもないまま抹消してしまった歴史的事実を思い起こし、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に心からの謝罪を表明したものです。同時に、その沖縄教区が日本基督教団に対して存在を賭して提案しておられる「教団名称変更議案」を九州教区も支持することを表明したものであります。

その後、第31回日本基督教団総会（以下、教団総会）に際して、議員提案として『『日本基督教団』が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪する件』が議案として提出されましたが、この教団総会では継続審議となり、更に、続く第32回教団総会におきましては兵庫教区からも同主旨の議案が提出されながら、議場で一切、審議に付されることなく両議案は審議未了・廃案とされるに至ってしまいました。

こうした教団総会での経緯を踏まえ、第52回九州教区総会は、既に「沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件」を決議した教区として、改めて「第33回日本基督教団総会において、日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪することを求める件」を決議し、日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対して真摯に謝罪を表明するよう、第33回教団総会に強く要望いたします。

29. 第33回日本基督教団総会において、日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪することを求める件【議案Ⅱ】

東島勇氣議長は、「議案Ⅱ. 第33回日本基督教団総会において、日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪することを求める件」を上程することを告げた。

伊勢富士夫書記は、「議案・報告書」13～14頁によって議案書を朗読した。

東島勇氣議長は、本議案提出に至った経過を説明し、審議に入ることを告げた。

岩田昌路議員（65）「私は、前回の教団総会に傍聴者として出席し、議論を聞いた。その中で、沖縄教区の3名の教師が、名称変更議案に対して反対の意見を述べられていた。沖縄教区の中に名称変更に関する反対の意見がある。もちろん、私も、九州教区として沖縄の教会と共に歩んでいくことは大切なことだと思っている。しかし、名称変更反対する教会もあるのであり、そのような教会の立場や意見も紹介していただきたいし、反対の意見も聞いていく姿勢が大切である。教区の議論であるから、沖縄教区の決議に対して九州教区が対応するということは尊重するが、沖縄の教会と本当に交わり、大切な信頼関係を築き上げていくには、もう少し、すそ野にある議論も広く受けとめていくことを期待する。昨晚の岩井先生の話でも、合同とらえ直しの議論の背後には、日本基督教団とは何か、信仰告白とは何か、という議論があった。岩井先生自身が社会革命派だとか戦責告白派だとかと言われることに憤られていたが、一方で、反対意見に対しては、観念的信条主義的教会であると括ってしまっているということがあり、これは不幸なことだと思った。あれかこれかということではなく、突き合わせながら信頼関係を築いていくという教会会議であってほしい。」

東島勇氣議長「岩田議員の考え方も、一つの考え方であると思う。この問題については、様々な切り口があり、様々な考え方がある。九州教区は、第48回教区総会で謝罪決議と名称変更議案についての審議・決議を行っているが、だからと言って、129の教会・伝道所が、皆同じ考えであるとは思っていない。九州教区にありながら、九州教区の決議に対して批判的な意見、立場の方もおられる。そのような方の意見を聞くことも大事である。それと同じように、沖縄教区においても、沖縄教区が一枚板であるわけではなく、岩田議員の指摘の通り、名称変更議案に反対する方もおられる。しかし、教団総会に提出された名称変更議案の提案者は沖縄教区常置委員会であり、それは沖縄教区総会の議決を経ているものであるから、それを沖縄教区総会の一つの主体的な意見であると受けとめることが大事である。もちろん、沖縄教区の中の名称変更議案に反対の人を切り捨てるわけではないが、教区、教団というレベルの中で議案を考えるならば、常置委員会提案、教区総会決議というものを重視して対応しなければならない。全ての意見を並列的に扱うということにはならない。」

西畑望議員（57）「賛成の立場で発言し、合わせて質問をさせていただく。基本的にはこの議案に賛成である。沖縄教区の実状は、岩田議員が指摘されたようなことがあると思うが、謝罪は、謝罪する主体の問題である。沖縄教区また沖縄キリスト教団がどうであったかということよりも、我々自身が、歴史を振り返って、それをどう捉え、今どういうことを語るのか、決意するのかということである。大事なことは、我々がどういう意志を持つかということである。ただ、教団総会で謝罪するということであるが、その謝罪の内容はどうなるのか。教団総会にどういう議題を出すのかということが、本議案では分からないので、説明をしていただきたい。」

東島勇氣議長「このまま、教団総会に議案として提出する。本議案は、既に教団総会に出て廃案になった議案とほとんど同じものである。廃案になったままでは論議されないで、教区決議として出し、謝罪の論議がなされるようにするものである。」

東島勇氣議長は、以上で討議を終え、採決に入ることを告げた。

資料4 「沖縄教区と共なる合同教会としての教団形成に力を注ぐ教区決意表明」(2004. 5. 4-5 第54回九州教区総会)

議案Ⅱ. 沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に

改めて力を注ぐ九州教区の決意声明に関する件(執行順序17)

提案者 常置委員会

提 案

第54回九州教区総会は、第33回日本基督教団総会以降の沖縄教区切り捨ての状況を合同教会の深刻な危機と認識し、沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成を目指して、以下の声明を発することを決議する。

沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に

改めて力を注ぐ九州教区の決意声明(案)

第33回日本基督教団総会は、「日本基督教団と沖縄キリスト教団との合同のとりえ直し」に関連する諸議案を審議未了廃案とした。このことは、合同教会の根幹に関わる問題をなきものとし、存在をかけてこの問題を担ってきた者たちの、とりわけ忍耐を重ねながら怒りと悲しみの声、そして真の合同教会形成への訴えをあげてきた沖縄教区の人々の熱意と祈りを踏みにじるものであった。この結果を受けて、沖縄教区常置委員会は「しばらく日本基督教団との関わりに距離をおこうと考えています」と声明し、その後「沖縄教区の明日を考える特設委員会」を設置し、「合同の解消」さえ視野に入れた検討作業を進めている。これらのことは、あの第33回総会の結果が沖縄と沖縄教区に対するさらなる決定的な切り捨てを意味していた。

九州教区は、かつて九州教区の一支配区であった沖縄が切り捨てられたことに無自覚であった者として、ふたたびこの切り捨ての事態に至ることをくいとめることができず、沖縄教区に大きな痛みと失意を与え、深刻な合同教会の危機を招いてしまった責任を覚え、自らの無力さ、熱意の足りなさ、取り組みの不十分さを痛感するものである。

九州教区はこの合同教会の危機に際して、改めて「合同のとりえ直し」関連の諸問題の解決と克服に向けて論議を喚起し、九州教区内において、また沖縄教区と九州教区との関係において、そして日本基督教団全体の教会性においても、合同教会の内実を追い求め、作り出していくことを決意する。またそのために、これまでの「合同のとりえ直し」関連の取り組みの継続性を重視しつつ、以下の諸方策を推進する。

1. 「沖縄教区との対話小委員会(仮称)」の組織。
2. 沖縄教区(沖縄支教区・沖縄キリスト教団)と九州教区の関係史の作成。
3. 沖縄教区との関係が新しく作られるまで、沖縄教区総会へ傍聴者を派遣。
4. 九州教区「沖縄の旅」・「奄美の旅」の継続。
5. 日本基督教団総会に向けた沖縄教区切り捨てへの抗議の継続と、常議員会に向けた新たな議案提起への働きかけ。

以上、第54回九州教区総会は、自らに向け、沖縄教区に向け、そして日本基督教団に向けて声明する。

(資料 5) 2007 年 3 月 6 日 常置委員会

3) 沖縄教区との対話小委員会に関する件

戸田委員「沖縄教区との対話小委員会に関し、十分な活動ができなかったことを反省しつつ小委員会としては一旦活動を終了することを承認頂きたい。また、小委員会終了にあたって、①今後も合同のとらえなおしについて話し合う懇談会を常置委員会主催で継続すること、②沖縄教区への傍聴者を派遣すること、以上2点を次期常置委員会への申し送り事項とすることを要望したい。懇談会の結果、具体的に担うべき活動が見えてきた時点で再度小委員会を組織すべきと考える」

浅野委員「本小委員会は、第54回九州教区総会で決議された声明に基づいて、常置委員会が組織したものである。小委員会の活動内容について問われたときに、常置委員会が責任を持って答える必要がある。小委員会を終了するためには、何らかの総括が必要ではないか」

西畑議長「小委員会の継続については、総会決議に縛られるのではないか」

東島委員「いずれにせよ会期終了に伴い、今期においての働きは終了となる。しかし、小委員会の設置は継続し、新たなメンバーにより活動を担っていくということではどうか」

深澤副議長「以上を受けて、沖縄教区との対話小委員会設置継続に関する件を新常置委員会への申し送り事項に加えることとしたい」

委員会はこれを承認した。

5) 沖縄教区との対話小委員会設置継続に関する件

深澤副議長「前回常置委員会より、本件に関して提案を行うことが役員会に委託されていたので、資料を準備した(略)。小委員会設置の経緯とこれまでの主な活動を踏まえたうえで、今後の小委員会のあり方に関して提案したい。提案内容は以下のとおり。『3年間の小委員会の活動は決して充分なものとは言えず、対話の糸口をつかめないまま、また九州教区としての明確な姿勢を示せないまま経過してしまった。沖縄教区では、次期教区総会で「将来教会委員会」から「沖縄にある望ましい将来教会の在り方」についての最終答申(9項目)が提出され、それを受けて「距離を置く姿勢」の見直しを含めて沖縄教区の姿勢を明確に打ち出すという。九州教区としてはこのことに応えるように、対話の相手としてふさわしい姿勢を示していかなければならない。その作業を小委員会のみで担うのは経済的にも能力的にも困難であり、常置委員会や伝道センターまた各部門の活動に於いてなされていくべきものであろう。今後の小委員会は、①「懇談会」の定期的な開催、②関係文書の沖縄教区諸教会への送付、③沖縄教区の三役・常置委員で連絡を取り合う方との情報交換、を軸に限定的に活動を継続することとし、委員会の員数も従来通り三役、常置委員、伝道センターから各1名とする。』前回常置委員会でも、もう少し予算をとって人員を増やして活動を広げるべきだとの意見もあったが、役員会としてはこの提案のように判断した」

浅野委員「基本的には、この提案で仕方ないと思う。ただし、対話は相手があることであり、一方的な働きかけで成り立つものではない。また、沖縄教区との関係について、経緯を資料としてきちんと残し、容易に参照できるようにしておくべきだ」

多田玲一「『限定的に活動を継続する』とあるが、どのように限定するのか。継続できない活動は具体的にどのようなものか」

深澤副議長「小委員会設置当初に委員の間では、対話をしようにも窓口がない状況で、実際に対話に結びつく活動することは難しいかもしれないが、九州教区として対話にふさわしい姿勢を形作っていくことがこの小委員会の使命であることを確認した。しかし、具体的な働きを小委員会が率先して広げていくのは、やはり難しかったということだ。具体的な働きは各部門との共同での取り組みにならざるを得ないであろうとの判断に至ったということだ」

多田玲一「小委員会から各部門に対し、具体的な活動を広げるような働きかけはこれまで実際になされてきただろうか。本案に関して今すぐに具体的なイメージを思い描くことは難しい。慎重に進め、各部門の意見を集約しながら結論を出して行っていくかどうか」

浅野委員「この小委員会が存在することで、沖縄の問題はこの小委員会に任せるべきだという誤解が生じ、各部門が沖縄のことにそれぞれに関わるのを妨げてきたのであれば問題である。この小委員会は教区を、あるいは教区三役・常置委員会・各部門を代表して沖縄に対する姿勢を示すという政治的な役割を担うこと、また、それを目指して各部門と協力しながら行動を起こすことが本来の目的であったのではないか。教団と沖縄教区との関係が切れてしまっている中で、そのような姿勢を示すことが沖縄教区への励ましとなり、また、教区の宣教活動にも益するところとなろう、というのが本来の趣旨であったと理解している。それゆえ伝道センターに活動を戻していくことは、その本来の趣旨に反すると思う」

西畑議長「伝道センターではこの提案をどのように受け止めるか、検討していただく時間が必要ではないか」

深澤副議長「以上を受けて本件は継続としたい」

委員会はこれを承認した。

議事 15. 沖縄教区との対話小委員会設置継続に関する件[議案15]

西畑議長「役員会からの提案を再度副議長より説明し、ご意見があれば伺いたい」

深澤副議長「役員会としては、沖縄教区との対話小委員会について、①「懇談会」の定期的な開催、②関係文書の沖縄教区諸教会への送付、③沖縄教区の三役・常置委員で連絡を取りうる方との情報交換、を軸に限定的に活動を継続することを提案したい」

青山実「第54回教区総会では『沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に改めて力を注ぐ九州教区の決意声明』が採択され、その中には『沖縄教区(沖縄支教区・沖縄キリスト教団)と九州教区の関係史の作成』が謳われていたが、いまだに完成していない。関係史の作成作業すべてを小委員会が担うことは困難であろうが、作成のための道筋を小委員会のほうで整理していただければ作業が前進するのではないか」

深澤副議長「関係史については常置委員会から宣教研究所に委託している。宣教研究所で資料をすでに作成しているが、それを常置委員会でオーソライズして出版するという作業が途中で中断している状況である」

青山実「宣教研究所から出てきた資料を共有し、合同のとらえなおしのことがらに役立てるための道筋をつけることを、小委員会の働きの中に加えていただくのが相応しいのではないか」

福島書記「作業が委託された当時、宣教研究所に在籍していたが、当時、関係史作成については伝道センターでも作業が進められており、宣教研究所作成の資料との突合せを行って完成に至らせる予定であった。しかし、宣教研究所としてはその後奄美伝道50年史作成に注力せざるを得なくなったため、資料作成が完了した時点で作業としては中断している」

西畑議長「現在の宣教研究所委員には関係史作成について引継はなされているのか。関係史作成が宣教研究所の課題として残っていることは認識されているのか」

福島書記「資料作成が完了した段階で中断しているため、課題として認識はされていないようだ」

東島勇氣「昨年の宣教会議での発題に必要であったので、資料の所在を尋ねたが、把握している方がおらず、結局年表を一から作成する必要があった。どこにどのような資料が残っているのか、一度よく確認する必要があるのではないか。教区の財産であり、今後必ず必要となってくるものである」

西畑議長「資料の所在と、作業の進捗状況について再度確認する必要があるだろう」

本多委員「提案された活動内容はいずれも三役や常置委員会がなすべきことではではないか。先方の三役・常置委員会との情報交換も、三役の沖縄教区総会傍聴などを通じて行われている。むしろ関係史作成といった作業こそ委員会としてなすべき活動なのではないか」

西畑議長「しかし、資料作成は完成した時点で終了する性質の作業であるから、対話小委員会の活動の中心を資料作成に置くことも適切であるとは思われない」

戸田委員「委員会の活動の重点を沖縄教区と九州教区の連帯について集中して考えることにおいてはどうか。また、それに合わせて名称も変更してはどうか。沖縄教区が教団と距離を置いている現在、『対話小委員会』という名称は必ずしも適切であるとは思われないし、委員会の活動を制限している面もあるのではないか」

深澤副議長「関係史作成も、広い意味では対話の準備であり、その意味で対話小委員会が担うべきことからの一つと考えることもできよう」

今村委員「問われていることは、九州教区が沖縄教区とどのように対話していくかということよりも、九州教

区が教団の現在の状況の中で沖縄教区が教団と距離を置いていることをどのように捉えるかということであって、その中で九州教区がどのような働きをなしていくべきか、どのような働きを担っていけるのか、ということを考えることが委員会の働きの一つではないか」

深澤副議長「たしかにその通りである。しかし、それを3人からなる小委員会が担うことの限界が見えてきたため、今回の提案に至った。今村委員が述べたようなことを、もう少し広い場に呈示できないか、ということである」

今村委員「小委員会で全て考えるという意味ではなく、協議の土台となる方向性を小委員会から提案できないか、ということである」

戸田委員「役員会からの提案に、④関係史作成を主導すること、および、⑤九州教区が今の時点でなすべきことを見出すための方向性の提言をすること、の2点を加えてはどうか」

西畑議長「いずれも小委員会だけで作業の全てを担うものではなく、コーディネート的な働きとなることは確認しておきたい。その上で、役員会提案に戸田提案を加えたものを小委員会の活動内容とし、継続することを承認頂きたい」

委員会はこれを承認、沖縄教区との対話小委員会のメンバーとして、常置委員会より本多委員を選出、三役からの選出は役員会に、伝道センター委員会からの選出は同委員会に委託した。

第 58 回九州教区総会 建議 1

日本基督教団が 2009 年に開催の準備をしている「日本伝道 150 周年記念行事」に対して、九州教区としての見解を明らかにし、取組を実施する件

提案者 青山 実

九州教区総会は、「沖縄教区(沖縄キリスト教団)に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件」の決議(第 48 回九州教区総会)や、「沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に改めて力を注ぐ九州教区の決意声明」(第 54 回九州教区総会決議)などの経緯をふまえ、「日本伝道 150 周年記念行事」を容認しない視座から、批判的見解を明らかにし、九州教区として、声明、日本基督教団への働きかけなどの取組を行うことを決議する。具体的な取組については常置委員会に委託する。

【提案理由】

第 33 回日本基督教団総会(2002 年)において、「合同のとらえ直し関連議案」が「審議未了廃案」となった。以後、沖縄教区は、教団総会議員を選出しないなど、「教団と距離を置く」というあり方を続けている。

このことに対して九州教区は、「沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に改めて力を注ぐ九州教区の決意声明」(以下、「決意声明」)を発し、「沖縄教区に大きな痛みと失意を与え、深刻な合同教会の危機を招いてしまった責任」を表明した。さらに、「決意声明」は、「九州教区はこの合同教会の危機に際して、改めて『合同のとらえ直し』関連の諸問題の解決と克服に向けて論議を喚起し、九州教区内において、また沖縄教区と九州教区との関係において、そして日本基督教団全体の教会性においても、合同教会の内実を追い求め、作り出していくことを決意する」としている。

しかし、現在の教団は、「合同教会の内実を追い求め、作り出して行く」姿勢を示していない。沖縄教区の「距離を置く」あり方を放置し続け、この事柄に対して無責任な態度である。

一方で、教団は第 35 総会期第 3 回常議員会において、2009 年に「日本伝道 150 周年記念行事」を開催するための委員会(以下、「委員会」)を設置した。それは、1859 年に、長崎・神奈川・箱館の 3 港で貿易がはじまり、それと共に、アメリカ、オランダから続々と来日したプロテスタントの宣教師が、長崎、神奈川で伝道開始したことを日本プロテスタント伝道の起点としてのことである。

けれども、1859 年の 13 年前、1846 年に「英国海軍琉球伝道会」から派遣された宣教師のベッテルハイムが沖縄島に上陸し、那覇を中心に宣教を開始している。約 8 年間滞在し、伝道活動がなされた。そのため、沖縄教区は、1993 年にまとめた「沖縄キリスト教団成立の沿革」において、1846 年を沖縄(琉球)におけるプロテスタント伝道の起点としている。この事柄も含めて、「合同のとらえ直し」の論議において、「日本基督教団成立の沿革」の加筆修正が大切な課題とされ、その課題は残されたままである。

『教団新報』第4646号（2008年3月22日）によれば、2009年を「日本伝道150年」として記念することについての「委員会」の見解は、以下の通りである。

- ①『日本基督教団成立の沿革』において、一八五九年をわが国における福音主義のキリスト教伝道開始の年としている」
- ②「ベッテルハイムの沖縄伝道を『日本伝道開始の時』とすべきではないか、との意見があるが、その時点では沖縄は琉球であって、日本国の一部ではなかった」
- ③「日本の諸教会が一八五九年を起点として宣教50年、100年を祝ってきた歴史を踏まえる必要がある」

これらの見解は、1609年の島津・薩摩の琉球孤侵略、明治政府の「琉球処分」（1879年）、アジア・太平洋戦争において「本土」防衛の捨て石とされたとも言われる沖縄戦、日本の敗戦後の米軍支配、「日本復帰」後も軍事基地との共存状態に置かれているといった歴史の積み重ねを踏まえていない。また、ベッテルハイムが沖縄島で活動した時代、琉球王国は薩摩藩の実質的支配を受け、徳川幕府のキリスト教禁制下にあったことも認識しなければならない。

「沖縄は琉球であって、日本国の一部ではなかった」とし、沖縄における伝道の歴史を切り捨て、沖縄教区の「距離をおく」というあり方を放置し続けながら、「日本伝道150年記念行事」を実施することは容認できない。むしろ九州教区にとって、2009年は、島津・薩摩の琉球孤侵略から400年として受け止める必要があるのではないか。

上記のような歴史的な出来事、また九州教区が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対して謝罪したこと、また「決意声明」を発したことなどの経緯を踏まえ、「日本伝道150年記念行事」に対する九州教区としての批判的見解を明らかにすることが、「合同教会の危機に際して、合同教会の内実を追い求め、作り出していく」ために必要だと考える。

九州教区として、この件に関する作業を常置委員会で論議し進めていくことを提案する。

「日本伝道 150 年記念行事」に対する九州教区の見解

2008 年 7 月 8 日

日本基督教団九州教区
総会議長 西畑 望
常置委員会

九州教区は、日本基督教団が第 35 総会期第 3 回常議員会において、2009 年に「日本伝道 150 年記念行事を開催する件」を可決し、「日本伝道 150 年記念行事準備委員会」を設置して準備をすすめている「日本伝道 150 年記念行事」を容認できない。以下に、九州教区の立場と記念行事の問題点を記し、批判的見解を表明する。

九州教区は、第 48 回教区総会 (1998 年) において、「沖縄教区 (沖縄キリスト教団) に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件」を決議した。この時の謝罪の言葉は次の通りである。

「九州教区は、1941 年の日本基督教団成立によって日本基督教団九州教区沖縄支教区に属することとなった沖縄の諸教会を、敗戦後、何の痛みも感ずることないまま抹消した歴史的事実を思い起し、沖縄教区 (沖縄キリスト教団) に対し、心からの謝罪を表明する。」

また、「提案理由」に、「沖縄支教区抹消に関わる記載が、教団の記録にも教区の記録にも皆無であることを考えるとき、九州教区をはじめ日本基督教団の教会が、沖縄の教会が負わされた痛みに対し、あまりにも無感覚であったことを認めざるを得ません。このことは同時に、九州教区も問題をかかえて成立した日本基督教団の体質そのままに、国情の変化に追従して教会的判断を誤った証左でもあります」と記し、この件を説明した。

さらに、第 54 回九州教区総会 (2004 年) は、第 33 回日本基督教団総会 (2002 年) において、「合同のとらえ直しに関連する諸議案」が「審議未了廃案」となり、その後、沖縄教区が「しばらく日本基督教団との関わりに距離をおこう」と決断したことに対して、「沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に改めて力を注ぐ九州教区の決意声明」を決議し、「沖縄教区に大きな痛みと失意を与え、深刻な合同教会の危機を招いてしまった責任」を表明した。またこの中で、「九州教区はこの合同教会の危機に際して、改めて『合同のとらえ直し』関連の諸問題の解決と克服に向けて論議を喚起し、九州教区内において、また沖縄教区と九州教区との関係において、そして日本基督教団全体の教会性においても、合同教会の内実を追い求め、作り出していくことを決意する」と表明している。

現在、日本基督教団は、2009 年に「日本伝道 150 年記念行事」を開催しようとしているが、それは、1859 年に、長崎・神奈川・箱館(函館)の 3 港で貿易がはじまり、それと共に、アメリカ、オランダから続々と来日したプロテスタントの宣教師が、長崎、神奈川で伝道開始したことを日本プロテスタント伝道の起点としてのことである。

けれども、1846 年に「英国海軍琉球伝道会」から派遣された宣教師のベッテルハイムが沖縄島に上陸し、那覇を中心に宣教を開始し、約 8 年間伝道活動をした。そのため、沖縄教区は、1993 年にまとめた「沖縄キリスト教団成立の沿革」において、1846 年を沖縄 (琉球) におけるプロテスタント伝道の起点としている。この事柄も含めて、「合同のとらえ直し」の論議において、「日本基督教団成立の沿革」の加筆修正が大切な課題とされている。その課題は、「合同教会の内実を追い求め、作り出していく」姿勢をもっていない、現在の

教団によって放置され続けている。

『教団新報』第4644号(2008年2月9日)によれば、2009年を「日本伝道150年」として記念することについての「日本伝道150年記念行事準備委員会」の見解は、以下の通りである。

- ①「日本基督教団成立の沿革」において、一八五九年を、わが国における福音主義キリスト教の伝道開始年としている。
- ②それ以前のベッテルハイムの沖縄伝道を「日本伝道開始」とすべきではないかとの意見があるが、その時点では沖縄は琉球であって日本国の一部ではなかった。
- ③日本の諸教会が一八五九年を起点として宣教五〇年、百年を祝ってきた歴史を踏まえる必要がある。
- ④五〇年、百年の時点で「宣教」が用いられていたのは、外国ミッションからの宣教師たちの働きを覚えてのことだったと思われる。現在は日本人による自立伝道の時代であることを踏まえ、日本「伝道」一五〇年とすることが相応しい。

これらの見解は、1609年の島津・薩摩の琉球弧侵略、明治政府の「琉球処分」(1879年)、アジア・太平洋戦争において「本土」防衛の捨て石とされたとも言われる沖縄戦、日本の敗戦後の米軍支配、「日本復帰」後も軍事基地との共存状態に置かれているといった琉球弧・沖縄の苦難の歴史の積み重ね、またそうした事柄に、教会としての務めをはたす事のできてこなかった教団の罪責を踏まえていない。

「沖縄は琉球であって、日本国の一部ではなかった」とし、沖縄における伝道の歴史を切り捨て、沖縄教区の「距離をおく」というあり方を放置し続けながら、「日本伝道150年記念行事」を実施することは容認できない。ベッテルハイムが沖縄島で活動した時代、琉球王国は薩摩藩の実質的支配を受け、徳川幕府のキリスト教禁制下にあったことも認識しなければならない。九州教区は、むしろ、2009年を島津・薩摩の琉球弧侵略から400年として受け止め、「改めて『合同のとらえ直し』関連の諸問題の解決と克服に向けて論議を喚起し、九州教区内において、また沖縄教区と九州教区との関係において、そして日本基督教団全体の教会性においても、合同教会の内実を追い求め、作り出していく」ための取り組みを実施したい。

委員会見解④の「現在は日本人による自立伝道の時代である」という認識も大きな問題である。日本は、決して単一の民族・単一文化の社会ではない。長く切り捨てられ、抑圧されてきた琉球弧の「ウチナンチュウ」「シマンチュウ」のみならず、「在日」を生きる人々、先住民族アイヌ民族、移住外国人など、日本社会において「少数者」とされている人々を多く含んだ多民族・多文化の社会である。その中で教会は、「少数者」のいのち、その尊厳を大切にし、共に歩む群れとなり、共に伝道・宣教を担うことが求められている。「現在は日本人による自立伝道の時代」という認識は、「少数者」を「不在者」としている。このことにより、教団の差別体質を如実に表してしまっているのではないか。

以上、九州教区は、自らの歴史における罪責を見つめつつ、共に、合同教会としての課題を担うために、「日本伝道150年記念行事」に対する批判的見解を明らかにする。

日本基督教団常議員会、「日本伝道150年記念行事準備委員会」は、上記の観点から、この記念行事そのもの、あるいはその取り組みのあり方を再考するよう、強く要望する。

資料 9 「日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪する件」「沖縄宣教連帯金に関する件」「教憲前文並びに「日本基督教団成立の沿革を加筆修正する件」（2012. 5. 3-4 第 62 回九州教区総会で、第 38 回教団総会に教区総会として提案することを可決）

議案Ⅳ. 日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪することを求める件.

（執行順序 20）

提案者 常置委員会

提 案

「日本基督教団と沖縄キリスト教団との合同のとりえなおしと実質化」の議論の中で明らかになった諸課題は、合同教会の根幹に深く関わる事柄である。九州教区は、教団の現状を深刻な合同教会の危機と受け止め、以下の議案を第 38 回日本基督教団総会に提案する。

【議 案】

日本基督教団が沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪する件

提案者：第 62 回九州教区総会 総会議長 深澤奨

【提 案】

日本基督教団は、その歴史と現状を真摯に反省し、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対して、心からの謝罪を表明する。

【提案理由】

1941 年の日本基督教団成立により、沖縄のプロテスタント教会は、教団九州教区沖縄支教区となった。その後、沖縄は、天皇制国家・「本土」防衛の「捨て石」とされ、沖縄戦によって、多くの命が奪われ、傷つけられた。敗戦後、沖縄は、米軍政府の施政権下とされたが、それに伴い、教団は、沖縄支教区を教団の教会から抹消する。この沖縄支教区抹消に関する記載は、教団の記録にも、九州教区の記録にも皆無である。この事実は、教団の敗戦後の歩みも、無自覚的に国家の都合、国情の変化に追随したものであることを示している。

さらに、1969 年になされた沖縄キリスト教団と日本基督教団との合同は、手続き的、認識的に多くの問題を含むものであった。そのため、1978 年第 20 回教団総会において、「日本基督教団と沖縄キリスト教団の合同のとりえなおしと実質化に関する件」が決議され、合同のとりえなおしと実質化に向けた議論が続けられた。その議論の中で明らかにされた諸課題は、合同教会の根幹に深く関わる事柄である。しかし、2002 年第 33 回教団総会は、合同のとりえなおしと実質化に関連する諸議案を審議未了廃案とした。この暴挙の結果を受けて、沖縄教区は「教団と距離を置く」と決断する。その後の 10 年、日本基督教団は、沖縄教区との新しい関係性をつくり出すための努力をせず、合同のとりえなおしと実質化の課題に取り組む姿勢を示すことなく、不誠実な対応を続けてきた。

1998 年第 48 回九州教区総会は、「九州教区は、1941 年の日本基督教団成立によって日本基督教団九州教区沖縄支教区に属することとなった沖縄の諸教会を、敗戦後、何の痛みも感ずることのないまま抹消した歴史的事実を思い起こし、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対し、心からの謝罪を表明する」と決議している。

敗戦後の九州教区沖縄支教区抹消の問題だけでなく、第33回教団総会とその後の「合同のとらえなおしと実質化」の課題に対する不誠実な姿勢も、深刻な問題である。

日本基督教団は、その歴史、また、合同教会としてのあり方を真摯に反省し、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対して、心からの謝罪を表明し、新しい関係性を築くための端緒とすべきであると考える。

よって本件を提案する。

議案Ⅴ 「沖縄宣教連帯金」に関する件

（執行順序21）

提案者 常置委員会

提 案

九州教区総会は、日本基督教団が「沖縄宣教連帯金」を減額したことを重大な過ちとして受け止め、深い反省にたちつつ、第38回日本基督教団総会に対して以下の議案を提案する。

【議 案】

「沖縄宣教連帯金」減額分返金の件

提案者：第62回九州教区総会 総会議長 深澤奨

【提 案】

日本基督教団は、2010年度および2011年度「沖縄宣教連帯金」を減額したことについて、自らの不誠実さを真摯に問い直しつつ、沖縄教区に対して、深い反省と謝罪の意とともに、その減額分を返金する。したがって、2012年度「沖縄宣教連帯金」を40万円から240万円とする。

【提案理由】

第33回日本基督教団総会での出来事は、「合同のとらえなおし」をめぐって、その当事者である日本基督教団に応答を求め続けていた沖縄教区に対して、教団自身が「対話拒否」を突きつけ、関係に生きることを放棄してしまったというわたしたちの経験である。この出来事によって、沖縄教区常置委員会から「教団とはしばらくの間距離を置く」との意志を示され10年の時を経ようとしているが、わたしたちは未だ投げかけられた問いに応答するには至っていない。それどころか、この間教団は「対話」を放棄してしまった自らの不誠実さと傲慢さを問い直すための十分な時間をつみ重ねることのないまま、無反省な態度であゆみ続けているとさえ言わざるを得ない。

一昨年（2011年）の第37回日本基督教団総会においては、第36総会期第3回常議員会にて提案・可決された「沖縄宣教連帯金」の減額（2010年度は40万円減額、2011年度は更に40万円減額）を、従来どおりの120万円とする議案（議案40号 提案者：深澤奨）が提案されたが否決とされたのであった。「対話の道を開くため」に「連帯金」を減額する、教団のこの行為自体が、沖縄教区に責任を押しつけるものであり、対話への道すじを断つほどの暴力であったということは言うまでもないことである。

しかも、この「沖縄宣教連帯金」は、1969年の沖縄キリスト教団との「合同」時に交わされた「合同議定書」からの連続性をもつものであり、一方的に何の協議もせず変更したことは重大な過ちであり、深く反省せねばならないことがらである。

金銭的に圧力を与え、思い通りにしようとするその様は、国家の「アメとムチ」政策と同質であり、わたしたちは自らの愚行をこそまず問い返さなければならない。

「合同のとらえなおしとその実質化」のただ中で問われ続けていることは、「大が小をのみ込む」と語られるような両者の権力関係を、歴史を通してしっかりと見直してゆくことであつたはずである。すなわち、権力を持つ側が自らの力とその体質を自覚し、打ち砕かれてゆかなければ、両者は「対話」への入り口にたどり着くことすら出来はしないのである。

九州教区常置委員会は、第37回教団総会后、「沖縄宣教連帯金」減額に対してどう責任を引き受けてゆくのかを協議し、教区内に「沖縄教区への連帯献金」を呼びかけた。しかし、これはあくまで緊急的な対応に過ぎなかったことである。

わたしたちは、第38回日本基督教団総会が「沖縄宣教連帯金」の減額を重大な過ちとして受け止め、深い反省とともに、2010年度・2011年度の減額分を沖縄教区に返金すべきであるとする。以上の理由から、2012年度「沖縄宣教連帯金」を240万円とすることを提案する。

議案Ⅵ. 「教憲」前文並びに「日本基督教団成立の沿革」の加筆修正を求める件

(執行順序22)

提案者 常置委員会

提 案

九州教区は、1969年2月25日になされた、旧日本基督教団と旧沖縄キリスト教団との合同という歴史的事実を、「教憲」前文並びに「日本基督教団成立の沿革」に加筆することを必要と認め、第38回日本基督教団総会に以下の議案を提出する。

【議 案】

「教憲」前文並びに「日本基督教団成立の沿革」を加筆修正する件

提案者：第62回九州教区総会 総会議長 深澤 奨

【提 案】

日本基督教団は、「教憲」前文並びに「日本基督教団成立の沿革」に、旧日本基督教団と旧沖縄キリスト教団との合同によって現日本基督教団が成立したものである旨を加筆、明示する。

【提案理由】

歴史の只中に立つ教会は、その歴史的経験を絶えず確認しつつ、感謝を新たにし、また自らを省み、神の定め給う救済史の完成点に向けて前進し続けるものである。

旧日本基督教団と旧沖縄キリスト教団との合同（1969年2月25日）は、歴史の主権者にて在し給う神の憐みと導きの下、教会の決断によってなされた歴史的事実である。

それ故、日本基督教団がその歴史的経験を言い表すところの「教憲」前文並びに「日本基督教団成立の沿革」に上記合同の事実を記し留めることは、歴史的存在である日本基督教団にとって、必要にして不可欠の作業である。

事実を事実として書き記し、教会の記憶に刻みつけること—これは最早、検討すべき課題などではない。速やかに実行すべき課題である。

よって本件を提案する。

2013 年 3 月 12 日 常置委員会

9) 沖縄教区との対話小委員会報告

梅崎副議長「別紙参照。現在の委員会の状況確認と判断を述べる。教区の様々な働きの積み重ねによって、沖縄教区との紐帯は強められつつあり、第33回教団総会以来、最高点に達しているものと認識する。2011年度沖縄教区総会閉会時には、傍聴する九州教区に対して、異例の謝意を表明して下さった。その後の『懇談会』の招聘講師の発言等からも推すに、沖縄教区の当教区に対する信頼は極めて強いものと認識する。2011年度来、種々の場面に於ける沖縄教区、特に教職の発言に照らして考えると、沖縄教区は九州教区に対して連帯を具現・協働を為すに価するものと認め、これを求めているものと判断する。その点からして、沖縄教区との対話は非公式から公式へ、対話から協働へそのステージを移す努力を為すべき時に至ったものと判断する。その上で、克服されるべき課題を挙げる。教区の取り組みは誠実に継続されて来たものであるが、それにも拘らず教区全体の、この課題に対する理解・関心が高いものとは必ずしも言えない。世代交代に因って、所謂『合同とらえなおし』の基本的知識が継承されぬままとなっている。提案として①『教区総会議員研修会にて「合同のとらえなおしを生きるために」を主題として取り上げ、広く理解の深化を図る』、②『この時に当たり、連帯の進展と具現を目指す教区総会決議を為す。a)当教区の姿勢を鮮明化する声明、b)具体的協働・研修の場の設置を目指す提案』、③『本小委員会の継続設置、「沖縄の旅」および「懇談会」の継続』、④『宣教連帯金の継続』、⑤『「合同のとらえなおし」関連の基本図書を備えたライブラリーの設置』、⑥『「合同のとらえなおしQ&A」のごとき簡略な冊子の作成・配布』の必要性が挙げられている」

多田玲一「この報告を教区総会『議案・報告書』に載せることは出来ないか」

深澤議長「『議案・報告書』ならびに執行順序に、『沖縄教区との対話小委員会報告』を入れる事にしたい」

委員会はこれを承認した。

2013 年 5 月 1-3 日 教区総会

議案Ⅷ. 沖縄教区との「協働・研修の場」の設置を目指す件

(執行順序 27)

提案者 常置委員会

提 案

第63回九州教区総会は、沖縄教区と九州教区の「協働・研修の場」の必要性を確認し、九州教区が沖縄教区に対して「協働・研修の場」の設置を呼びかけ、具体化に向けて取り組むことを決議する。九州教区の窓口は常置委員会、および「沖縄教区との対話小委員会」とする。

【提案理由】

第33回日本基督教団総会(2002年)において、合同のとらえなおしと実質化に関連する諸議案が審議未了廃案とされた。この結果を受けて、沖縄教区は「教団と距離を置く」と決断した。その後も日本基督教団は、自らの歩みを問い直すことなく、沖縄教区との関係

回復の努力をせず、不誠実な対応を続けている。

この間、九州教区は、日本基督教団のこうした姿勢に対して、反省と謝罪を求めつつ、教区として沖縄教区との対話の道筋を模索しながら、次のような取り組みを重ねてきた。

- 常置委員会のもとに「沖縄教区との対話小委員会」を組織
- 沖縄教区総会に傍聴者を派遣
- 伝道センター委員会主催「沖縄の旅」の隔年開催
- 常置委員会主催「沖縄教区との対話についての懇談会」の開催（2012年度まで6回）
- 宣教研究所「沖縄教区と九州教区の関係史年表」作成（作業中）
- 教団が「沖縄宣教連帯金」を減額したことに抗議するとともに、教区として「沖縄教区との宣教連帯献金」を募金

こうした取り組みを続けてきた九州教区は、沖縄教区と共なる歩みが九州教区の宣教において不可欠であるという認識を確認してきた。また沖縄教区の側からも「沖縄教区の意志を尊重し、沖縄教区と協働して諸課題を共に担おうとする他教区とは、個別に対話、連帯をしたい」という趣旨の発言がなされている。

九州教区は、第48回九州教区総会（1998年）において、「1941年の日本基督教団成立によって日本基督教団九州教区沖縄支教区に属することとなった沖縄の諸教会を、敗戦後、何の痛みも感ずることのないまま抹消した歴史的事実を思い起こし、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に対し、心からの謝罪を表明する」と決議した。こうした沖縄教区との歴史的関係性を覚えて、今後も日本基督教団が自らの姿勢を反省し、沖縄教区（沖縄キリスト教団）に心から謝罪することを求めつつ、沖縄教区と九州教区の「協働・研修の場」の設置を目指して、具体的な取り組みを行うことを提案する。

当面、「協働・研修」を求める課題としては、例えば、次の3点が考えられる。

- ① 合同のとらえなおしと実質化の課題（両教区の関係史を含む）
- ② 反核・平和・基地問題の取り組み
- ③ 東日本大震災支援と「3.11以後の教会の宣教」についての学び

資料 11 議案Ⅵ『「合同のとらえなおし」の課題を風化させることなく、沖縄教区との関係回復を心から望み、対話と連帯の歩みを継続していくことを改めて決意する件』（2019. 5. 6-8 第 69 回九州教区総会）

議案Ⅵ. 「合同のとらえなおし」の課題を風化させることなく、沖縄教区との関係回復を心から望み、対話と連帯の歩みを継続していくことを改めて決意する件

(執行順序 27)

提案者 常置委員会

提案

第69回九州教区総会は、「沖縄キリスト教団」と「日本基督教団」合同50周年の時を覚え、思いを新たに「合同のとらえなおし」の課題を風化させることなく、沖縄教区との関係回復を心から望み、対話と連帯の歩みを継続していくことをここに決議する。

提案理由

1941年、宗教団体法により「日本基督教団」は発足した。発足当時、沖縄の福音主義教会は九州教区沖縄支教区であったが、沖縄での地上戦激化により教会は組織も人も破壊され、1945年5月からは米軍による沖縄支配が始まった。「日本基督教団」は戦後、沖縄の教会の行方について関心を払うことなく、再出発をしたのである。同様に九州教区も当該教区でありながら、しかし何の痛みも感ずることのないまま、新たな出発をしたのである。つまりは、敗戦後にこの国が沖縄を見捨てたとき、それと同様に、「本土」の教会も沖縄の教会を見捨てたのである。これに対し、生き残った沖縄のプロテスタント教会の方々は、信徒を中心として新たな教会を建て、1957年からは「沖縄キリスト教団」となり宣教の業を担っていくのである。

1967年、「日本基督教団」は「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」をなし、その後の1969年2月25日、「沖縄キリスト教団」と「日本基督教団」は合同議定書を交わし、一つの教団となった。このことについて、九州教区学習資料によれば、「なお、この合同は、『日本基督教団』が1967年に戦争責任を告白したことに触発され、また『沖縄キリスト教団』は、戦争責任を告白した『日本基督教団』との合同をめざしたものであり、同時に、沖縄のいわゆる『本土復帰』（沖縄施政権日本への返還、1972年5月15日）の先取りの意識をもってこの業を行ったもの、したがって合同にふさわしいあり方が十分に行われていたとは言い難い面が残る、とのちに、公式に確認されています」と記述している。

このことから、1980年代に「合同のとらえなおし」の議論が高まり、1984年、第23回教団総会は「合同のとらえなおしと実質化の推進」議案を決議し、特設委員会を設置して取り組みを進めていくこととなった。

九州教区は、1998年、第58回九州教区総会において「沖縄教区（沖縄キリスト教団）に謝罪し、沖縄教区の提案した教団名称変更議案を支持する件」を可決し、「何の痛みも感ずることのないまま抹消した歴史的事実を思い起こし、沖縄教区に対し、心からの謝罪」を表明した。以来、第33回教団総会（2002年）において「名称変更議案」が審議未了廃案となったことにより、沖縄教区が日本基督教団と距離を置く決断をした後も、沖縄教区に謝罪した教区として沖縄教

区への連帯の思いを寄せ、「沖縄教区との対話小委員会」を中心に、様々な取り組み、教区総会決議を積み重ねてきたのである。以下、主な教区総会決議を列挙する（教団総会議案を除く）。

- ・「沖縄教区と共なる合同教会としての日本基督教団の形成に改めて力を注ぐ九州教区の決意表明に関する件」（2004年 第54回九州教区総会）
- ・「沖縄教区との『協働・研修の場』の設置を目指す件」（2013年 第63回九州教区総会）
- ・「沖縄教区との関わりを更に強固なものとしていくための対話と取り組みを継続する件」（2015年 第65回九州教区総会）
- ・「『日米安全保障体制』に反対し、沖縄教区の平和の取り組みに連帯を表明する件」（2016年 第66回九州教区総会）
- ・「『日米安全保障体制』に対する反対の立場を確認し、沖縄教区との協約締結に向けた取り組みを開始する件」（2017年 第67回九州教区総会）

また、具体的取り組みは以下のようなものが挙げられる。

- ・沖縄教区総会の傍聴（沖縄宣教連帯献金を届ける）
- ・隔年で「沖縄の旅」の実施及び宣教会議へのゲスト招待
- ・「沖縄教区との対話についての懇談会」の実施（合計8回、内2回は沖縄にて開催）
- ・「沖縄教区との関係史年表」の作成
- ・『「合同のとらえなおし」と日本基督教団の取り組み』学習資料の作成
- ・辺野古基地建設反対活動への派遣（旅費補助）

今回、「合同」50年を迎えたことを覚え、「沖縄キリスト教団」と「日本基督教団」合同50年を記念する九州教区集会」を2019年3月11日(月)に開催した。「合同のとらえなおし」は終わってしまった課題ではなく、今なお問われ続けていることであることを忘れることなく、真の意味での合同教会となるべく、沖縄教区と共なる歩みを目指していく決意を新たにしているものである。具体的には、取りまとめた成果（年表や学習資料）を有効に用いつつ、上記のような取り組みを継続していくものである。

資料 12 九州教区議長声明「琉球弧（「南西」諸島）から九州にかけての「軍事要塞化」の動きに抗議し、反対します」（2019. 11. 12 公表）

2019年11月12日

各位

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-7-7
日本基督教団九州教区 総会議長 日下部遣志

琉球弧（「南西」諸島）から九州にかけての「軍事要塞化」の動きに抗議し、反対します

わたしたちは、日本政府による琉球弧（「南西」諸島）の島々すなわち与那国島、石垣島、宮古島、沖縄島、奄美大島、種子島での陸上自衛隊ミサイル部隊配備と軍事施設の建設、佐世保での水陸機動団の設立と海上自衛隊の湾港施設建設、佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイ配備計画など、琉球弧（「南西」諸島）から九州にかけての「軍事要塞化」の動きに強く抗議し、反対します。

わたしたち日本基督教団九州教区は、「剣を取る者は、剣で滅びる」（マタイによる福音書 26 章 52 節）、「平和を実現する者は幸いである、その人は神の子と呼ばれる」（マタイによる福音書 5 章 9 節）と語られた主イエス・キリストにゆだねて、『戦責告白』（第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白）の意を受け継いで戦争を斥け、平和をつくり出します」との方針と「平和を実現するために、沖縄の米軍基地の固定化、日米安保強化、安全保障関連法、集団的自衛権の行使容認などに反対し、日本の軍事大国化に抵抗します」との方策を掲げて、平和の実現のために祈り働いています。

わたしたちは、日本国憲法第九条の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との定めこそ、主のみ心にかなう国家のあり方であると信じます。国益・国防の名の下に強行に防衛政策を推し進め、憲法九条をなし崩しにしてきた日本政府に対して、憲法九条の精神に立ち返り、これを堅持し、軍事大国化への歩みを直ちに止めるよう強く要求します。

琉球弧（「南西」諸島）から九州にかけての「軍事要塞化」は、海洋進出する中国の脅威に対抗するために行うのだとしばしば説明されてきました。しかし、むしろこの日本の側の「軍事要塞化」の動きこそが、中国をはじめとする近隣諸国の警戒心を招き、軍事的緊張を高めています。日本政府のなすべきことは、かつてアジア太平洋戦争で近隣諸国の人々に多大な苦しみを与え、自国民には破滅的な敗戦をもたらしたことへの痛切な反省に立ち、自衛隊という武力による威嚇に頼らずに平和の構築を進めることです。

軍事施設は、地域住民の平穏な暮らしと自然環境の破壊をもたらします。軍事施設が置かれた地

域は半戦争状態の最前線と化し、住民は攻撃目標とされる恐怖に常に晒されることになります。琉球弧（「南西」諸島）の島々ですで行われている「離島」奪還訓練には「本土」防衛のために「離島」を一旦放棄した上で取り戻すという発想が伺えます。そこでは住民保護計画も考慮されていません。アジア太平洋戦争で沖縄が捨て石とされたように、国家の都合で琉球弧（「南西」諸島）の住民が犠牲になることを容認するのは差別そのものです。

反対の声が多く聞かれる中、住民の命と暮らしを軽んじて、強引に進められている基地建設に強く抗議します。

わたしたち日本基督教団九州教区は、先に声明「宮古島・石垣島・与那国島・奄美大島の陸上自衛隊ミサイル基地建設に抗議し、反対します」（2019年6月23日）を発出した日本基督教団沖縄教区と共に、神によって創造されたすべてのいのちが、戦争の悲劇から解放されることを祈り、平和を求めて行動します。

資料 13 「教規第 6 1 条等の一部を改正する件」(2020. 6 第 42 回教団総会へ教区総会からの議案に代えて、教団総会議員による提案議案として提出。ただし、教団総会が新型コロナウイルス感染症流行のため延期となり議案の審議は行われていない)

教規第 6 1 条等の一部を改正する件

提案者 日下部遣志

議 案

教規第 6 1 条①第 4 号の「教会の役員たる」を「教会（ただし、沖縄教区の場合は「教会および伝道所」）の役員たる」に改め、この改正を第 1 条第 2 号に準用するものとする。

現行教規	改正後教規（案）
教 規 第 1 条 (2) 各教区総会においてその教区総会議員である教会役員のうちから選挙された者総数 185 名 第 61 条① (4) 教区内における教会の役員たる信徒各教会につき 1 名、ただし、現住陪餐会員 200 名を有する第一種教会では、2 名とし、さらに現住陪餐会員 200 名を増すごとに 1 名を増すことができる。	第 1 条 (2) 各教区総会においてその教区総会議員である教会 <u>(ただし、沖縄教区の場合は「教会および伝道所」)</u> 役員のうちから選挙された者総数 185 名 第 61 条① (4) 教区内における教会 <u>(ただし、沖縄教区の場合は「教会および伝道所」)</u> の役員たる信徒各教会につき 1 名、ただし、現住陪餐会員 200 名を有する第一種教会では、2 名とし、さらに現住陪餐会員 200 名を増すごとに 1 名を増すことができる。

※下線部変更箇所

提案理由

教規第 61 条①本文は、「教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。ただし、沖縄教区の場合は、第 1 号ないし第 4 号の議員を教区規則の定めるところによって変更することができる。」と定めており、このただし書きの規定は「議員」としているところから、単に議員定数のみならず、その資格についても沖縄教区の状況にあわせた柔軟な修正を教区総会及びそこで決議された教区規則に委ねていることは明らかである（「ないし」を漢字で表記すれば「乃至」であって、このことから、第 1 号から第 4 号のすべてについて特例を定める余地があることは明らかである）。

ところで、1957 年に成立した沖縄キリスト教団は、日本基督教団教規第 87 条第 3 項の定める第二種教会の要件（現住陪餐会員おおむね 20 名以上、献金総額が教区所定の基準額に達したこと）を満たさない教会も教会と定めていたが、1969 年の旧日本基督教団との合同に際して、教規同条同項を理由に、第二種教会の要件を満たさない教会をすべて伝道所とする扱いがなされた。この結果、沖縄教区では、教会数 16、伝道所数 13 と比率で示せば 45%が伝道所という状況を引きおこして今日に至っている（他の教区で沖縄教区について伝道所数比率が高い北海教区でもその比率は 19%であり、その他の教区では最大が兵庫教区の 14%である）。

沖縄教区は、2011 年第 68 回定期教区総会で、教区規則を改正し、伝道所信徒をも教区総会正議員とすることを決定したものの、教規第 60 条第 2 項にもとづく教団議長の承認に関し、常議員会はほとんど議論しないまま信仰職制委員会に諮問し、その諮問につき、信仰職制委員会は教規第 61 条①は沖縄教区規則改正の根拠になりえないとの答申を行い、この答申に基づいて、常議員会は不承認の決定を行った。答申によれば、「あくまでも教会の規模に応じた員数の変更に関するものと判断」したためであると述べているものの、「員数の変更に関するものと判断」した経緯については明確に示されていない。この不承認の決定のために、これまで、沖縄教区では、2016 年に定めた内規により、伝道所信徒を加えた会議体での決議に引き続いて、伝道所信徒を除いた教区総会で同様の決議を行うという工夫のもとで教区の歩みを進めてきた。

しかし、2019 年 5 月の第 79 回沖縄教区定期総会では、長時間の討議を経て、上記の内規を廃止し、第 68 回定期総会で決議したとおりに、総会を運営するとの議案第 3 号を可決している。

沖縄教区の教区規則改正を不承認とした常議員会の判断は、教規第 61 条①のただし書きの「第 1 号ないし第 4 号」に関する誤った理解にもとづくものと言わざるを得ない。本議案は、教規第 61 条①ただし書きの上で、当然に認められるべきである事項ではあるが、これまでの経緯を踏まえて、あえて、第 61 条①第 4 号及び第 1 条第 2 号を修正することによって、沖縄教区に関する特例を明記し、あわせて 2008 年に公表された「沖縄に在る将来教会の在り方」第 8 項目に書かれているように、「伝道所は教会である。したがって、伝道所信徒にも教区総会の正議員としての資格を与える。」との考え方を教規の上で、確認することを求めるものである（なお、他の教区にあっても、伝道所信徒の教区総会議員資格に関しては、同様の課題を有しているものの、ほとんどの教区では、教区第 61 条①第 5 号の運用によって、この問題を一定程度処理する余地があるところから、今回の議案では、これを、沖縄キリスト教団と日本基督教団との合同に伴って発生した課題の解決の一つとして位置づけ提案することとした）。

本議案が可決されるならば、事後の手続きを経ることなく、直ちに、2011 年の沖縄教区総会議決の精神を具体化できることとなる点で、沖縄教区にある「教団」への不信を少しでも解く手がかりになるものと考えらる。

なお、本議案は、九州教区常置委員会の下におかれた「沖縄教区との対話小委員会」の議を経て、九州教区常置委員会から第 70 回九州教区総会に提案するよう準備がなされたものであり、同総会において可決されれば九州教区総会から教団総会に提案される議案であった。しかしながら、第 70 回九州教区総会は、コロナ禍の影響により議決権行使書による開催という異例の方式をとることを余儀なくされた。決算・予算、准允・按手執行に係る議案などの常例の議案の採択（及びすでに過去の総会で論議の上可決された議案の再確認）以外の新たな提案に属する本議案については、内容に関して、議場での説明、質疑応答、討論とその結果として、質疑・討論を踏まえて議場が必要と認めた場合に議案の修正を行うなどの機会を十分に持つことがはなはだ難しいことから、本議案の内容の緊急性・必要性にもかかわらず、九州教区役員会は議決権行使書による議決の対象から除外することが相当と判断し、常置委員会もこれを承認した。そこで改めて、本議案を、九州教区総会議長を代表とする議員提案として提出するものである。

賛同者

青山 実、浅野直人、上垣明美、梅崎浩二、川島直道、川畑 馨、小西眞二、坂上 剛、佐藤クニ子、竹内款一、多田玲一、西岡裕芳、西畑 望、深澤 奨